津波・高潮危機管理対策事業		
海岸環境整備事業		
右の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（次に掲げる事業を除く。）のうち、都道府県又は市町村が作成する事業実施計画の添付資料に記載されたもの（平成二十二年度又は平成二十三年度に都道府県又は市町村が作成した農山漁村地域整備計画に掲げられた事業を含む。）※		
一　事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業		
二　都道府県又は市町村が作成する事業実施計画の添付資料（平成二十二年度又は平成二十三年度に都道府県又は市町村が作成した農山漁村地域整備計画を含む。）の範囲を超えて実施される事業		
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第六条第二項の規定による交付金の交付の対象となる事業等（指定都市が作成する同法第六条第一項に規定する活性化計画に基づく事業等に限る。）※		
	工業用水道に関する事業（取水工事、貯水工事、導水工事、浄水工事、送水工事、配水工事及びダム等の使用又は所有に係る必要な権利の取得等）	
		道路（一般国道（指定区間外の一般国道に限る。この項において同じ。）、都道府県道又は市道（いずれも道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道又は市道に限る。この項において同じ。）の新設又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもの
		一　道路の改良に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。）
		二　土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。）
		三　交通安全対策に係る事業
		四　無電柱化に係る事業
		道路（一般国道、都道府県道又は市道に限る。）の修繕に関する事業
		港湾改修事業のうち、次に掲げるもの
		一　防波堤整備事業（小規模な港湾施設の防護を目的とした事業に限る。）
		二　放置艇対策に関する事業
		三　既存施設の利用転換、港湾空間の再開発・高度利用化及び利便性の向上並びに既存施設の延命化のための事業であって、事業規模が五億円未満のもの
		港湾施設長寿命化計画策定事業
		緑地等施設整備事業
		海域環境創造・自然再生等事業
		みなと振興計画に基づく事業

		広域河川改修事業、流域治水対策河川事業及び都市基盤河川改修事業のうち、流域面積がおおむね百平方キロメートル未満の河川において実施する事業（近年、浸水被害が発生した河川における事業又は調節池、遊水地、地下放水路等の大規模構造物の整備を伴う事業を除く。）
		特定地域堤防機能高度化事業
		流域貯留浸透事業
		総合治水対策特定河川事業のうち、都市水防災対策事業
		応急対策事業
		総合流域防災事業
		統合河川環境整備事業
		下水道関連特定治水施設整備事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業のうち、右記に該当する事業
		高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、防護面積及び防護人口が、おおむね三十ヘクタール未満かつおおむね百五十人未満（離島・奄美・北海道にあっては、おおむね十ヘクタール未満かつおおむね七十五人未満）の事業（近年、家屋等が被災した箇所の緊急的な対応を行う事業を除く。）
		海岸耐震対策緊急事業
		海岸堤防老朽化対策緊急事業
		津波・高潮危機管理対策緊急事業
		海岸環境整備事業
		海域浄化対策事業
		公共下水道事業のうち、汚水に係る管渠及び終末処理場の水処理施設並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業（耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。）
		都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項の交付金の対象となる事業等（同法第四十六条第一項の規定により作成された都市再生整備計画のうち、国の施策上重点的に支援しているものを除く。）のうち、この表の第七号に該当する事業等の欄に掲げる事業及びこれらの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等※
		都市公園事業（次に掲げるものを除く。）※
		一　大規模な公園（都市基幹公園及び大規模公園）の新設又は改築に関する事業
		二　国家的イベント関連公園（国として開催することを決定した国際的なイベント又は国として定期的に開催することを決定しているイベントの会場となる都市公園）の新設又は改築に関する事業
		防災緑地緊急整備事業
		市民農園整備事業
		公園事業特定計画調査
		公園施設長寿命化計画策定調査
		吸収源対策公園緑地事業